破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２５９５号
横浜市港北区日吉本町２丁目45番Ａ―330号
債務者　若林　　譲
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　泰香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９６号
横浜市港北区日吉本町２丁目45番Ａ―330号
債務者　若林　京子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　泰香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７号
北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇205番地
1　特別養護老人ホーム　秀峰園
債務者　高橋　幹雄
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
熊本県荒尾市荒尾3949番地10
債務者　柴　眞知子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３３８号
岐阜県羽島市正木町須賀2078番地68
債務者　坂井田元彦
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４０８号
愛知県高浜市春日町１丁目５番地31、前住所愛知県岡崎市大和町字川原62番地　フリーデ．Ｍ　201
債務者　三上　留奈
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４１号
埼玉県狭山市新狭山２―17―２―502、住民票上の住所埼玉県久喜市古久喜378番地33
債務者　林武淳こと　アラルコン　タケアキヒデ　デラ　トレ
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４９７号
埼玉県飯能市岩沢340―４、住民票上の住所埼玉県飯能市大字岩沢383番地３
債務者　瀬戸　尋史
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５００２号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―107号、前住所大阪府和泉市光明台２丁目29番２号
債務者　秋山　義信
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
大分県中津市牛神町１丁目９番地１　ハーブタウンＡ302
債務者　水上小百合（旧姓炭矢）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５７７号
さいたま市南区別所３丁目６番３―902号
債務者　腰冢　充子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松苗　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３８８号
大阪市浪速区日本橋東３―９―７―303、住民票上の住所兵庫県伊丹市西野１丁目103番地
債務者　中屋敷実太
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼35番地１ル・ヴァン・ボア　301号
債務者　島田　智広
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７４号
埼玉県白岡市小久喜1413番地　ウェルガーデン白岡105
債務者　菊池　昭夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３６号
さいたま市北区宮原町３丁目477番地２　サンコート宮原301
債務者　荻野　久子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　光昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３７号
埼玉県深谷市寿町104番地
債務者　荻野　忠雄
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　光昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係